

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社 吉村建設
業者の住所：熊本県荒尾市府本399番地
- 2 指名停止措置期間：令和3年8月26日から令和3年12月25日まで（4か月）
- 3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

4 事実概要

株式会社吉村建設は平成28年8月31日、平成30年8月31日及び令和2年8月31日を審査基準日とする経営事項審査において、経営事項審査添付書類に虚偽の民間工事を記載して申請を行うとともに、その申請に基づく経営事項審査結果通知書を熊本県等の公共工事の発注者に提出し、入札参加資格申請を行ったことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年6月18日に熊本県知事より30日間の営業停止処分を受けた。

5 指名停止措置理由

株式会社吉村建設は建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年6月18日に熊本県知事より30日間の営業停止処分を受けたことは、防衛省における「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

従って、本件については、指名停止4か月を適用する。

<指名停止措置要領付表第2>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内